

# すまい給付金による住宅市場安定化対策事業を行う者に対する補助事業 の募集についての公示

平成26年1月10日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、すまい給付金による住宅市場安定化対策事業を行う者に対する補助事業の募集について公示します。

なお、本事業は平成25年度補正予算（案）に盛り込まれているものであり、補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため成立前に公募するものです。

このため、補正予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

## 1 事業概要

### (1) 事業名

すまい給付金による住宅市場安定化対策事業

### (2) 事業目的

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）に基づき、消費税率引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化する観点等から、平成25年度税制改正において講じた住宅ローン減税等の拡充措置とあわせて、当該措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するための給付措置を行うことにより、住宅市場の安定化を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

- ① 本事業の実施のために政府が造成する基金の設置・管理及び②の事業の指導監督
- ② すまい給付金の給付事務等

※1 ②の事業を行う者（以下「事務局」という。）は①の事業を行う者（以下「基金設置団体」という。）と業務委託契約を締結して事業を実施することとします。

※2 詳細な事業内容については、説明書をご参照下さい。

### (4) 事業期間

本事業の実施期間は、当面、以下のとおり予定している。ただし、予算措置状況等により事業期間を延長することがあるので留意すること。

平成26年2月 ～ 平成29年3月31日

## 2 補助対象事業者及び企画提案内容に関する要件

### A. 基金設置団体

- (1) 非営利型法人（法人税法第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）であること。

- (2) 債務超過状態にないなど、長期間にわたって安定的に事業を実施できる財務基盤を有しているものであること。
- (3) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (4) 事業を適確に遂行する技術的能力及び住宅市場に係る知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (5) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (6) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (7) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (8) 事業を的確に遂行するために、以下の事項に係る企画提案が行われること。なお、企画提案書の作成に当たっては、説明書交付時にあわせて交付する「平成 25 年度住宅市場安定化体制整備事業中間報告」を参考とすること。
  - ① 基金の管理・運用方法について
  - ② 事務局の指導監督方針について

## B. 事務局

- (1) 日本国において登記された法人であること
- (2) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (3) 事業を適確に遂行する技術的能力及び住宅市場に係る知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (4) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (5) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (6) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (7) 事業を的確に遂行するために、以下の事項に係る企画提案が行われること。なお、企画提案書の作成に当たっては、説明書交付時にあわせて交付する「平成 25 年度住宅市場安定化体制整備事業中間報告」を参考とすること。
  - ① すまい給付金の申請受付・審査方法について
  - ② すまい給付金の交付方法について
  - ③ すまい給付金申請管理システムの構築・運用について
  - ④ 事業のセキュリティ対策について
  - ⑤ 住宅取得者・事業者等への情報提供について
  - ⑥ 問い合わせ窓口の設置・運営方針について

## 3 説明会の開催

以下の通り、公募に関する説明会を開催する。

### (1) 日時

#### ①基金設置団体

平成26年1月17日（金）10時～

#### ②事務局

平成26年1月17日（金）11時～

(2) 場所

国土交通省 住宅局 局議室

東京都千代田区霞が関2-1-3（中央合同庁舎3号館2階）

※ 参加される場合は、事前に4(1)④の住宅局住宅生産課（原口）までご登録下さい。

#### 4 企画提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、企画提案書の提出期限等

①説明書の交付期間

平成26年1月10日（金）から平成26年1月29日（水）まで

②説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め④の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、または電子メールにより交付

③企画提案書の提出期限

平成26年1月30日（木）18時00分まで

④企画提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 原口

電話 03-5253-8111(内線 39448) FAX 03-5253-1629

電子メール haraguchi-o2fv@mlit.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は15部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Reader9.0」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

#### 5 補助金交付候補者の選定方法

すまい給付金による住宅市場安定化対策事業を行う者に対する補助事業の募集についての説明書（基金設置団体、事務局）に基づき提出された企画提案書について、外部有識者から構成する外部評価委員会が審査を行い、基金設置団体及び事務局それぞれについて、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案者を1者選定し、補助金交付等候補者とする。

なお、外部評価委員会の審査に当たっては、企画提案会を開催し、企画提案者より企画提案書について説明を行うことにより行うこととしている。

#### 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)④に同じ。

- (3) 企画提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された企画提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった企画提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を企画提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。